

本臨時会は8月6日に招集されました。議案の主な内容、議決結果は次のとおりです。

その他議案

■工事請負契約の締結について
(生名し尿処理場及び旧生名焼却施設等解体工事)

【契約方法】 指名競争入札

【契約金額】 1億6416万円

【契約の相手方】

松山市千舟町4丁目4番地の3
五洋建設株式会社四国支店
執行役員支店長 島内 理

―可 決―

■公有水面埋立ての諮問に対する
答申について

【埋立位置】 上島町弓削佐島60
8番3地先公有水面

【埋立面積】 410・90平方メートル

【埋立用途】 護岸用地157・39

平方メートル、道路用地253・51平方
メートル ―可 決―

マイナンバー制度が
いよいよ始まります

■国税庁URL

<https://www.nta.go.jp/>

社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。平成27年10月から、個人番号(マイナンバー)・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。

個人番号・法人番号について
個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に一人一つ指定され、市区町村から通知されます。

この個人番号は通知カードにより、市区町村から住民票の住所に簡易書留で送付されますが、個人番号は社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

法人番号は13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に一人一つ指定され、国税庁から通知されます。個人番号と異なり、法人番

号は原則として公表され、どなたでも自由に利用できません。

税務関係書類への番号記載
マイナンバー制度導入に伴い、国税分野では、税務署等へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号の記載が必要となります。

番号の記載が必要となる時期の例は、以下のとおりです。

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合) 平成29年2月28日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

本人確認の方法について

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。

したがって、個人番号が記載された申告書や法定調書などを税務署等へ提出する際には、本人確認書類の提示または本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。また、事業者の方が法定調書に記載するために従業員の方などから個人番号の提供を受ける際には本人確認をしていただく必要があります。

陸上自衛隊松山駐屯地 創立60周年記念行事

■陸上自衛隊松山駐屯地広報
班 ☎089-975-0911
(内線204)

日時：10月4日(日) 9時〜夕方
場所：陸上自衛隊松山駐屯地(松山市南梅本町乙115)
催し：記念式典、訓練展示、音楽演奏、装備品展示、模擬売店、戦車の体験乗車(当日に整理券配布)、ジープ等体験乗車、子供ゲームコーナーなど、幅広い年代の方が楽しめます。